

第2回 人権の視点からの情報発信のあり方検討 プロジェクトチーム会議 会議要旨

1. 日時 平成 24 (2012) 年 12 月 26 日 (水) 10 時 00 分～11 時 30 分
2. 開催場所 大阪市役所 4 階 市民局 第 1・2・3 会議室
3. 出席者
 - ・プロジェクトチームメンバー
市民局企画調整課長、市民局人権啓発・相談センター所長、
政策企画室広報担当課長、政策企画室公開制度等担当課長、
人事室人事課長（代理出席者：人事室人事課長代理）、
人事室職員人材開発センター企画・研修担当課長
教育委員会事務局人権教育担当課長、
教育委員会事務局生涯学習担当課長、
福祉局地域福祉課長、東淀川区役所総務課長、
旭区役所総務課長（区広報報道担当課長）、
西淀川区役所地域活動支援担当課長兼クリーンにして
グリーンなまちづくり担当課長（区人権生涯学習主管課長）
 - ・本部事務局（市民局人権室）
4. 議題
 - (1) 人権の視点からの情報発信のチェック体制のあり方について
 - (2) 「(仮称) 人権の視点からの表現の手引き」について
 - (3) 人権の視点からの情報発信の周知徹底のあり方について
 - (4) 人権の視点からの情報発信の研修について
 - (5) その他
5. 議事要旨
 - (1) 人権の視点からの情報発信のチェック体制のあり方について
政策企画室から、資料 1 に基づき大阪市ホームページ運用管理システムにおける運用管理体制、資料 2 に基づきホームページコンテンツ作成のチェックリストについても説明があった。また、資料 3 に基づき各区広報紙市政情報ページ（「大阪揭示版」）作成過程について説明があった。
次に、旭区役所から、旭区役所における情報発信のチェック体制について説明があった。

議論の結果、外部からの情報を発信する場合のチェック体制について、引き続き検討していくこととなった。

(2) 「(仮称) 人権の視点からの表現の手引き」について

事務局から、資料5に基づき(仮称)人権の視点からの表現の手引きの構成について説明した。議論の結果、外部からの情報を発信する場合であっても、大阪市の情報発信と同じように配慮が必要であることを強調していくこととなった。

(3) 人権の視点からの情報発信の周知徹底のあり方について

政策企画室から、資料6に基づき情報発信ガイドラインの改訂について説明があり、議論の結果、外部からの情報を発信する場合の配慮について、より具体的に示す必要があるという意見が出された。

(4) 人権の視点からの情報発信の研修について

職員人材開発センターから、資料7に基づき平成24年度の人権問題研修計画について説明があり、職員が人権の感覚を身につけることに重点を置いているとの内容であった。

次に、啓発・相談センターから、資料8に基づき平成23年度の所属別人権問題研修実施状況について説明があった。

人権の視点からの情報発信を全職員に浸透させるためには、人材開発センターにおける人権問題研修の中でも実施するほか、所属別人権問題研修においても実施することとなった。

(5) その他

今回の会議開催日程について確認した。